

ID: 401

担当部署: 上下水道局

処分の概要	給水負担金等の減免		
例規名 根拠条項	長門市水道給水条例 第31条		
例規番号	平成17年条例第191号		
<p><b>【根拠条文】</b> (給水負担金等の減免) 第31条 市長は、公益上その他特別の事由があると認めたときは、給水負担金、料金又は手数料を減免することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日